

令和6年度 奈良県共同募金会 広域助成要項

令和6年度奈良県共同募金助成要領第4に基づく広域助成に関する詳細は、下記のとおりです。

第1 対象経費に関する事項

1 共通

他団体等からの補助・助成等(県・市町村等行政からの補助、民間・社会福祉協議会助成、利用者負担)がある場合は、その額を経費総額から減じたものを助成対象経費とします。

2 事業経費助成、地域課題解決活動応援助成、社会福祉協議会助成(奈良県社会福祉協議会への助成)、福祉のこころ芽生える人づくり助成(市町村社会福祉協議会への助成) 共通

対象経費は、事業実施に係る謝金、旅費・交通費、通信運搬費、会場・設備・備品使用料、印刷製本費、備品購入費、消耗品費等です。

3 施設・設備整備費助成

対象経費は、事業実施に係る工事費等です。

4 共同募金運動啓発助成(車両整備助成)、社会福祉協議会助成(市町村社会福祉協議会への助成〔車両整備助成〕) 共通

(1) 更新の場合は、購入後、助成申請受付期限までに10年経過または10万キロ以上走行した車両が対象。ただし、条件に満たない場合であっても、更新を必要とする理由をやむを得ないと認める場合は助成対象とします。

(2) 対象経費は、原則として次のタイプの車両で、車両本体経費のほか、使用目的に必要な装備等の改造経費・付属品等及び受配表示経費(ペイント代)です。

- ・福祉車両(車椅子対応・ストレッチャー対応等高齢者・障害者向けの装備があるもの)
- ・ワゴン車(乗車定員7人以上10人以下のもの)
- ・バス(乗車定員11人以上のもの)
- ・貨物車(トラック・バンタイプ車両)
- ・その他(特別装備はないが、利用者の処遇改善に特に必要と認められる車両)

5 災害時ボランティア活動用備品整備助成(市町村社会福祉協議会への助成)

対象経費は、災害ボランティアセンター活動において、ボランティア等が使用する備品の整備に係る経費です。

第2 対象外経費に関する事項

1 事業経費助成、地域課題解決活動応援助成、社会福祉協議会助成(奈良県社会福祉協議会への助成)、福祉のこころ芽生える人づくり助成(市町村社会福祉協議会への助成) 共通

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費(人件費、旅費、組織内での月々の電話代・コピー機等の使用料等)
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 飲食経費(生活支援としての食事提供等はこの限りではありません)

2 共同募金運動啓発助成(車両整備助成)、社会福祉協議会助成(市町村社会福祉協議会への助成〔車両整備助成〕) 共通

- (1) 道路サービス関連費用(JAF等)、購入後のメンテナンス費用等、任意保険・販売諸費用(納車費用、車庫証明等)等
- (2) 助成車両を使用して実施する事業のために必要な機能以上の機能を有する車両の購入経費
- (3) 使用頻度が極端に少ない車両の購入経費

第3 留意事項

1 共通

同一申請者が同一年度に、広域助成の「事業経費助成」「地域課題解決活動応援助成」「施設・設備整備費助成」「共同募金運動啓発助成(車両整備助成)」への複数申請はできません。

2 事業経費助成の全国大会等の開催事業に対する助成限度額

(1) 全国大会等の開催事業に対する助成限度額

- ① 500人以上 30万円
- ② 300人以上 20万円
- ③ 100人以上 10万円

(2) 近畿ブロック大会等の開催事業に対する助成限度額

- ① 500人以上 20万円
- ② 300人以上 10万円
- ③ 100人以上 5万円

3 事業経費助成、社会福祉協議会助成(奈良県社会福祉協議会への助成)、災害時ボランティア活動用品整備助成及び福祉のこころ芽生える人づくり助成(市町村社会福祉協議会への助成)共通

(1) 同一事業の同一内容(県大会、研修会、機関紙発行等)での助成は連続3年までとします。

ただし、解決しようとしている地域福祉課題の解決のためには、3年を超えて事業を継続実施する必要性を認める場合は、この限りではありません。

(2) 他団体または下部組織への運営補助事業は助成対象外です。

4 地域課題解決活動応援助成

助成は連続した2年間を限度とします。ただし、市町村共同募金委員会から助成を受ける事業は助成対象外です。

5 施設・設備整備費助成、共同募金運動啓発助成(車両整備助成)、社会福祉協議会助成(市町村社会福祉協議会への助成〔車両整備助成〕)共通

(1) 申請に際しては、施設・設備整備、または車両整備を実施する必要性や緊急性、及び見込まれる効果を具体的に記入してください。

(2) 施設・設備整備費助成、または車両整備助成の助成決定を受けた年度の翌年度は、同種別への助成申請はできません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、助成対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できます。

第4 申請方法等

1 受付期間及び申請方法

(1) 令和6年10月15日(火)から同年11月29日(金)までの間に、下記の書類等を提出してください。

- ・令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成申請書【様式1-1】
- ・審査基準に係る理由書【様式1-2】(添付の必要がある場合のみ)
- ・現有車両一覧表【様式1-3】(車両整備助成のみ)

上記いずれもメール送信により提出してください。添付書類は郵送またはメール送信により提出してください。

助成申請書等は、本会のホームページ「助成をうけたい」→「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

(2) 1点あたり2万円以上の支出経費(備品購入費等)については、見積書・パンフレット等の写しで金額が把握できるものを添付してください。施設・設備整備費助成の工事費等については、見積書及び施工内容等が確認できる図面並びに現況写真を添付してください。

- (3) 「令和6年度 共同募金助成 広域助成申請に係る審査基準」の3の算定にあたり、当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に計画的に支出する臨時的経費が含まれている場合は、「審査基準に係る理由書」【様式1-2】を添付してください。
- (4) 機関誌・広報誌を発行する事業については、配布先毎の配布部数の一覧（任意様式）を添付してください。

2 助成の決定または非決定の通知

令和7年3月下旬頃に申請者に通知します。

3 助成事業の変更の申請

令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成申請書【様式1-1】の提出後、やむを得ない事情により事業内容等を変更したい場合は、事前に当会事務局にご相談のうえ、速やかに令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成変更申請書【様式2】を提出し、承認を受ける必要があります。

4 助成事業の完了報告及び助成金の精算

- (1) 事業完了後1か月以内に「令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成助成完了報告書」【様式3】をメール送信により、また、「令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成金交付請求書」【様式4】及び添付書類は郵送またはメール送信により提出してください。
- (2) 「令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成助成完了報告書」【様式3】の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の全部もしくは一部を交付します。
- (3) 助成金は原則として精算払いですが、やむを得ない事情により自己資金のみでは事業を着手することが困難な場合は、助成決定額の1/2以内の額で概算払いを行います。
概算払いを希望される場合は、「令和6年度(令和7年度事業実施)奈良県共同募金助成金交付請求書」【様式4】に、理由書(任意様式)を添付して提出してください。

第5 その他の事項

1 助成事業の受配表示

- (1) 助成対象事業の実施にあたっては、指定する方法（パンフレット・チラシ等への掲載、購入物品にステッカーを貼付、車両にペイント等）により、共同募金助成による事業であることを必ず明示してください。
- (2) 受配者が発行している機関誌や管理しているホームページ等に受配内容を掲載するほか、地域のさまざまな広報媒体に掲載依頼を行うなどにより広報に努めてください。
- (3) 受配者は、受配事業完了後の理事会・総会等で、受配内容について報告してください。
- (4) 具体的な表示例は別添「共同募金の助成金を受けて行った事業であることの表示について」をご参照ください。

2 募金活動への協力

助成を受けられる団体等のさまざまな福祉活動に対し、地域の方々が共感され、共同募金運動にご協力いただくという循環で共同募金運動が展開されることが重要です。

このため、地域の皆様に共同募金の助成を受けて行われる福祉活動について十分ご理解をいただくとともに、助成を受けた団体等自らも募金活動へのご協力をお願いします。

3 問合せ・提出先

社会福祉法人 奈良県共同募金会事務局



〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内

TEL:0744-29-0173 FAX:0744-29-0174 E-mail:info@nara-akaihane.com

共同募金の助成金を受けて行った事業であることの表示について

助成を受けた表示は、原則として、赤い羽根のロゴマーク(※)と、「赤い羽根共同募金助成」の文字を表示してください。



※赤い羽根のマークは  (ロゴマーク)、または  (マーク)を使用してください。表示される場所によって使い分けてください。

- ① テント、倉庫、看板等大型の機器整備の場合
サイズは任意ですが、できるだけ目立つ大きさに貼付してください。
- ② 増改築・改修工事等の場合
施設の入口付近等目立つ位置に、助成事業であることを明示した看板等を設置してください。



- ③ 機器整備・備品購入の場合
ありがとうステッカー（本会より配布）を貼付してください。



④ 車両整備の場合

車両の両側面及び後部の3か所に、デザイン例のとおり表示してください。
※文字またはロゴマーク単体でのペイントや、マグネットシート等は不可。

赤い羽根共同募金
助成車両



○○○○○○○(法人・団体名)

<車体へのプリント例>

